平成２６年（フ）第２８号
鹿児島県鹿屋市古江町711番地、前住所鹿児島県鹿屋市西原４丁目12番20号
破産者　新村新次郎
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
鹿児島県鹿屋市古江町711番地、前住所鹿児島県鹿屋市西原４丁目12番20号
破産者　新村　悦子
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
鹿児島県鹿屋市古江町7430番地22、前住所鹿児島県鹿屋市古江町711番地
破産者　上船　芳秀
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
大分県玖珠郡九重町大字田野1548番地の２
破産者　時松　正清
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第６５２号
北九州市若松区大字蟹住856番地32（市営住宅５棟305号）
破産者　南　千沙子（旧姓寶田・宮崎）
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２６６号
北九州市若松区高須南３丁目４番16―404号
破産者　松葉　美帆（旧姓花田）
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４３号
鹿児島県鹿児島市常盤２丁目14番14号（サンヒルズ常盤207号）
破産者　前田千代美
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
鹿児島県鹿児島市照国町17番２―701号
破産者　兵働　和男
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
鹿児島県鹿児島市小原町６番11号
破産者　兵働　文健
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２３６２号
札幌市中央区南14条西６丁目４番13―306号
破産者　高橋　　久
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６号
青森県五所川原市中央２丁目78番地　グランポーロウニア203号、旧住所青森県五所川原市大字石岡字藤巻12番地４
破産者　其田　直輝
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊222番地１
破産者　工藤　博文
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊222番地１
破産者　工藤　美恵
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
青森県五所川原市金木町沢部233番地１
破産者　津田　民雄
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第７２１号
仙台市太白区中田２丁目７番45号
破産者　小野寺幸子
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２８９号
仙台市太白区東郡山１丁目５番16号
破産者　吉田　和徳
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２９８号
宮城県岩沼市竹の里１丁目13番地の５―106
破産者　中島　祐一
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３０１号
仙台市若林区大和町５丁目26番１―305号
破産者　平山　博徳
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係